

# 令和5年度児童館指導監査実施計画

## 1 趣旨

この実施計画は、青森県児童館指導監査実施要綱（平成15年5月15日制定）の3－（3）の規定に基づき、児童館（以下「施設」という。）の指導監査を実施するに当たり具体的な事項を定めるものである。

## 2 監査の方針

指導監査は、関係法令・通知等に基づき、施設の実情を把握するとともに、施設の適正な運営管理及び入所者の適切な処遇を確保するよう指導・助言するものとする。

## 3 監査項目

令和5年度の指導監査は、次の監査項目について実施する。

- (1) 職員について
- (2) 運営委員会について
- (3) 運営管理規程について
- (4) 建物・設備について
- (5) 安全対策・衛生管理について
- (6) 運営について
- (7) 家庭・学校・地域との連携について
- (8) 苦情対応について

## 4 指導監査の方法

指導監査は、別添1「青森県児童館指導監査自主点検表」に基づき、立会者からの聴取及び実地確認により実施する。

## 5 指導監査の実施時期

指導監査は、原則として、令和5年5月から令和6年3月までに実施する。

## 6 指導監査の対象

指導監査は、原則として、令和4年度に指導監査を実施していない施設及び令和4年度に開設した施設について優先して実施することとし、特に緊急に実施する必要がある施設については、隨時実施する。

## 7 実施期日等の通知

指導監査の実施に当たっては、原則として、当該施設に対し実施日の3週間前までに、実施期日等について文書で通知する。

## 8 事前提出資料

当該施設において、別添1「青森県児童館指導監査自主点検表」を作成のうえ、原則として、実施日の1週間前までに提出を求めるものとする。

## 9 監査項目の評価

監査項目の評価は、原則として、別添2「児童館指導監査指摘基準」により行うものとする。

## 10 指導監査結果の処理

指導監査を実施した職員は、指導監査実施後に指摘事項及び問題点等を取りまとめのうえ、原則として、1か月以内に当該施設の設置者に対し指導監査結果を文書で通知するものとする。

## 11 改善報告書の提出

改善報告書は、原則として、結果通知の施行日から1か月以内の期限を付し、当該施設の設置者から提出を求めるものとする。